

東京ゼロエミ住宅施工状況報告書（性能規定）

年 月 日

性能規定の基準による適合の確認

工事を完了した 住宅の名称※			
工事を完了した 住宅の所在地※			
工事施工者※	住所		
	氏名又は名称		
	電話		
検査年月日	年 月 日	検査員指名	

検査方法 A：実物の目視、B：実物の計測、C：施工関連図書の確認
 ※の欄については、施工管理者が記入してください。

検査する分類 及び種類	施工状況報告欄※			施工状況確認欄					
	変更 内容	関連図書	対象の 有無	確認内容	検査方法			判定結果及び指摘事項	
					A	B	C	[一次]	[二次]
主たる居室、居室及び 非居室の面積	☐ 有	☐	☐ 有	☐ 主たる居室、居室及び 非居室の面積	☐	☐		適・不適	適・不適
躯体の断熱性能等	☐ 有	☐ 納品書 ☐ 施工写真 ☐ ☐	☐ 有 ☐ 有 ☐ 有 ☐ 有	☐ 屋根又は天井の仕様等 ☐ 壁の仕様等 ☐ 床の仕様等 ☐ 土間床等の仕様等	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
開口部の断熱性能	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 有	☐ 窓等の熱貫流率・仕様 等 ☐ ドアの熱貫流率・仕様 等	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
開口部の日射遮蔽措置	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐	☐ 有 ☐ 有	☐ 庇・軒等の状態 ☐ 付属部材の設置状態	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
暖房設備	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐	☐ 有	☐ 暖房設備の種類・性能 等	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
冷房設備	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐	☐ 有	☐ 冷房設備の種類・性能 等	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
換気設備	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐	☐ 有	☐ 換気設備の種類・性能 等	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
給湯設備	☐ 有	☐ 製品資料 ☐	☐ 有	☐ 給湯設備の種類・性能 等	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
浴槽	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐	☐ 有	☐ 浴槽の仕様等（追炊き 機能付きの場合、高断 熱浴槽必須）	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
配管方式	☐ 有	☐ 製品資料 ☐	☐ 有	☐ 配管方式の仕様等（ハ ッダー分岐後13A以下）	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
水栓	☐ 有	☐ 製品資料 ☐	☐ 有	☐ 水栓の種類（2バルブ 水栓以外、台所・洗面 は水優先吐水等）	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
照明設備	☐ 有	☐ 製品資料 ☐ ☐	☐ 有	☐ 照明設備の種類・性能 等（全てLED照明、か つ、1カ所人感付き）	☐	☐	☐	適・不適	適・不適
太陽光発電設備	☐ 有	☐ 製品資料	☐ 有	☐ 太陽光発電設備の種類	☐	☐	☐	適・不適	適・不適

		□		・性能等					
--	--	---	--	------	--	--	--	--	--

➤ 性能規定の概要(木造住宅を含めた全ての構造の住宅)

以下の必須仕様を全て満たしたうえで、性能値計算で性能値を満たすこと

＜必須仕様＞

	部位		主な仕様
断熱	開口部	窓	省エネ建材等級(窓ラベル)4★(熱貫流率(U 値)2.33W/㎡・K 以下の性能) (例:アルミ樹脂複合サッシ + Low-e 複層ガラス)
設備	照明		全室LED (玄関、トイレ、洗面・脱衣所、廊下、階段のうち1箇所以上は人感センサー付)
	空調機		高効率エアコン設置(省エネラベル4★または5★) (リビングなど住宅で一番使用する部屋に必ず設置)
	給湯器		高効率給湯器(潜熱回収型ガス給湯器、電気ヒートポンプ給湯器など) (潜熱回収型はエネルギー消費効率 93%以上、電気ヒートポンプは JIS 効率 3.3 以上)
	浴槽		高断熱浴槽 (追い焚き機能付きの場合のみ)
	配管方式		ヘッダー方式
再エネ	再エネ設備		容量を問わず、可能な限り設置が望ましい

＜性能値＞

	性能値
断熱	外皮平均熱貫流率(U_A 値)が 0.7 以下
設備	基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減($BEI = 0.7$ 以下) 木造以外の集合住宅にあっては、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減($BEI=0.75$ 以下) ※再生可能エネルギーを除く

※1 全ての必須仕様を満たすことが必要

※2 必須仕様は、標準的な仕様として示すもので、この仕様以上とすることは可能

※3 木造住宅は仕様規定と性能規定のどちらでも可能

※4 集合住宅及び長屋は全住戸が必須仕様・性能値を満たすことが必要

※5 性能値計算は「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」に準拠する。

※6 エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

